



香美町新型コロナウイルス

感染症対策本部からのお知らせ

No. 2

5月1日（金）発行（4月27日現在の情報です）

町独自の生活・経済対策を実施します

国による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、先
の见えない不安の中で、町民の皆さんの生活と経済への支援に迅速
に対応するため、町単独事業として対策を講じることとしました。

今後も、国や県の対策を踏まえ、町民の皆さんの生活や経済を守
る対策に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろ
しくお願いいたします。

香美町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 香美町長 浜上勇人

新型コロナウイルス感染症の 医療・予防・検査に関する相談窓口

帰国者・接触者相談センター（豊岡健康福祉事務所）

TEL 0796・26・3660

【受付時間：平日 9時～17時30分】

兵庫県コールセンター

TEL 078・362・9980

【24時間】

町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場健康課）

TEL 0796・36・1114

【平日 8時30分～17時15分】

相談窓口

外出自粛など左記以外の
緊急事態措置に関する相談窓口

兵庫県緊急事態コールセンター

TEL 078・362・9921

【受付時間：平日 9時～18時】

町新型コロナウイルス感染症対策本部

（役場防災安全課）

TEL 0796・36・1190

【平日 8時30分～17時15分】

香美町生活・経済対策の概要

香美町新型コロナウイルス感染症対策関連予算規模

令和2年度一般会計補正予算額（第2号）

1億7426万円

1 感染防止対策の取り組み

- ① 全世帯へのマスク配布（健康課） 931万7千円
町内すべての世帯（約6,300世帯）を対象に、一世帯当たり20枚のマスクを5月上旬に配布します。
- ② 献血事業の追加実施（健康課） 5万円
都市部での献血中止などを考慮し、献血事業を実施します。

2 生活支援：子育て世代への支援

- ① 香美町子育て（特別）給付金（福祉課） 2,921万円
休校などで生じた家計負担を緩和するため、町独自で子育て世帯へ、子ども一人当たり1万円を給付します。併せて、ひとり親家庭へは子ども一人当たり2万円、さらに中・重度障害の児童をもつ保護者へは子ども一人当たり2万円を上乗せし、速やかに給付します。
(子ども…令和2年4月30日までに生まれた0歳～高校3年生)

3 経済支援：町内産業事業者への支援

- ① 香美町事業者緊急支援金（観光商工課） 9,203万8千円
売り上げが減少した事業者や経営に支障をきたしている事業者、今後支障をきたすおそれのある事業者に対して緊急に支援金を支給します。支給額は一事業者当たり10万円で、5月から申請を受け付け、速やかに支給を行います。
- ② 香美町雇用調整助成金（観光商工課） 1,833万9千円
業績悪化などの理由によって、事業主が従業員を休ませた場合に、その支払った休業手当などの一部を助成します。（緊急特例期間（4月1日から6月30日まで）に支払った休業手当や賃金などについて、一日一人当たり925円を上限として支給）
※ 国が設けた同制度への上乗せ支給であるため、国の支給決定後、速やかに支給を行います。
- ③ 優良肉用雌牛保留対策事業補助金（農林水産課） 204万円
販売価格の落ち込みにより、経営に影響を受けている繁殖農家の行う優良雌子牛の市場導入および自家保留を支援します。（予算額680万円を884万円に増額）
- ④ 美方郡産但馬牛授精料助成金（農林水産課） 582万4千円
畜産農家が飼養する繁殖雌牛に行う授精料の一部（初回授精料の1/3）を助成し、繁殖経営の維持と生産意欲の増進を図ります。

国の緊急経済対策

特別定額給付金のお知らせ

4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

具体的な申請方法、申請時期などの詳細は、総務省から事業の詳細が示され次第、町HPや広報誌などでお知らせします。

●制度の概要

- ・給付対象者は、基準日（4月27日）、本町の住民基本台帳に記録されている人
- ・受給権者は、世帯の世帯主
- ・給付額は、1人につき10万円

●総務省の公表情報

- ・総務省ホームページ 特別定額給付金の概要

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html)

●相談窓口（コールセンター）

TEL 03・5638・5855【平日：9時～18時30分】

●問い合わせ先

役場総務課 TEL 0796・36・1111

●詐欺被害の防止

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取に注意してください。

- ・市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ

子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。（※特例給付受給者は除く。）

具体的な申請方法、申請時期などの詳細は、内閣府から事業の詳細が示され次第、町HPや広報誌などでお知らせします。

●制度の概要

- ・支給対象者は、令和2年4月分の児童手当を受給している人

※令和2年3月31日までに生まれた児童が対象

※令和2年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合なども対象

- ・給付額は、対象児童1人につき1万円

●問い合わせ先

役場福祉課 TEL 0796・36・1964